

CREATING NEW BUSINESS FOR COMPANIES IN SOCIETY 5.0:

What Legal & IP Professionals Need To Know In The Age Of Digital Transformation (DX)

25 November 2022 - Tokyo

ASIAN LEGAL BUSINESS



THOMSON REUTERS

トムソン・ロイター アジア・リーガル・ビジネス (ALB) と荒木法律事務所は、AI、メタバースや NFT といった新しいテクノロジーと新規ビジネス創出をテーマとするイベントを開催いたします。本イベントでは、新規ビジネス創出に当たり、企業のリーガル・IP 部門や外部弁護士等の専門家がどのような貢献をすることができるのか、ディスカッションいたします。

イベント名

Society 5.0 における企業の新規事業創出 デジタルトランスフォーメーション (DX)

時代に法務・知財担当者が知っておくべきこと

開催日時 2022年11月25日(金) 午後4:30~7:00

於 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

会場: Shin Tokyo (4階) / 受付: 荒木法律事務所 (2階)

言語 日本語

講演概要

Society 5.0 における急速な技術革新と Covid-19 によるライフスタイルの変化は、企業のビジネスモデルを急速に変化させています。このような新しいライフスタイルに適合する新技術 (人工知能 (AI)、メタバース、NFT など) を活用した新規事業を立ち上げる際には、法務、知財、グリーゾーンを検討する必要があります。ビジネスを加速させる為に、企業法務担当者や法務・知財担当者はどのような役割を果たすべきでしょうか。

例えば、メタバースや NFT 市場は近年世界的に拡大しており、時には他のテック企業と協業しながら、全く新しいビジネスを生み出そうとする企業が増えています。また、AI や IoT の分野では、想定外の法的問題が新たに発生する可能性があります。このような新しい技術分野では、取引のボーダレス化が進み、国際法務や知的財産 (IP) の問題が更に増えています。

そこで、ALB と荒木法律事務所は、メタバースや NFT などの新技術から生じる法的・知財的問題を取り上げ、企業にどのような影響を与えるかを検討するイベントを開催します。取り上げる問題は以下の通りです。

1. 不確実な時代の法的リスクを管理することにより、企業内弁護士が新規事業を加速させる（ブレーキとならない）方法
2. 商標や著作権などの知的財産権に関する論点
3. メタバース時代におけるオンラインマーケットプレイスの責務
4. 社外から技術リソースを得るための方法は？ - 協業や M&A も含めて
5. 企業内法務が押さえておくべきその他の法律分野
6. 取り上げる実際例：Nike v. StockX、Dwango v. FC2
7. 契約書作成の重要性 - 日本側の見解と米国側の見解の違いを踏まえた日本側との契約交渉の留意点
8. 企業内弁護士と社外弁護士との効果的なコラボレーション
9. 日本市場におけるアクティブなルールメイキング

プログラム

4:00-4:30PM	受付
4:30-4:40PM	ご挨拶 荒木法律事務所 代表弁護士 荒木 昭子
4:40-5:30PM	トークセッション モデレーター兼スピーカー： 荒木法律事務所 代表弁護士 荒木 昭子 ゲストスピーカー： 米国カリフォルニア州弁護士・弁理士 柴田 純一郎氏 ブレイド・テクノロジー株式会社 最高執行責任者 白戸 勇輝氏
5:30-5:45PM	質疑応答
5:45-7:00PM	ネットワーキング・カクテル

イベント終了後のカクテル（フィンガーフード、ドリンク）もご用意しております。
本イベントについてご質問等ございましたら、info@arakiplaw.com までご連絡ください。